



聖公会  
ローマ・カトリック教会  
国際委員会

「ユーカーリストと  
奉仕職に関する合意文書」の  
特定の問題点の明示

聖公会 — ローマ・カトリック教会日本委員会訳

聖公会 — ローマ・カトリック教会  
第1次国際委員会 (ARCIC-I) の

「ユーカリストと奉仕職に関する合意文書」の  
特定の問題点の明示

および

教皇庁キリスト教一致推進評議会議長  
エドワード・イドリス・キャッシュ枢機卿の書簡

聖公会 — ローマ・カトリック教会 日本委員会 訳

## 目 次

1993年,ベニス会議に参加した第2次国際委員会委員 および起草小委員会委員(第1次国際委員会委員)の名簿	Ⅲ
第2次国際委員会共同議長の声明	1
第1次国際委員会の「ユーカリストと奉仕職に関する合意文書」の 特定の問題点の明示	5
ユーカリスト	7
奉仕職と聖職叙任	11
第2次国際委員会共同議長へのキャシディ枢機卿の書簡	16

1993年ベニス会議に参加した第2次国際委員会委員  
および起草小委員会委員（第1次国際委員会委員）

聖公会側委員

- The Rt Revd Mark Santer(共同議長) 英国 バーミンガム主教  
The Rt Revd John Baycroft カナダ オタワ主教  
Dr.E.Rozanne E.Elder 米国 西ミシガン大歴史学教授  
The Revd Prof.Jaci Maraschin ブラジル サンパウロ  
エキュメニカル・インスティテュート神学教授  
The Revd Dr.John Muddiman 英国 オックスフォード  
マンスフィールド・カレッジフェロー兼チューター  
The Rt Revd Michael Nazir-Ali 英国 ロンドン  
教会宣教協会(CMS) 総主事  
The Revd Dr Nicholas Sagovsky 英国 ケンブリッジ  
クレアカレッジディーン  
The Revd Dr Charles Sherlock オーストラリア メルボルン  
リドリーカレッジシニア講師

書記

- The Revd Canon Stephen Platten  
カンタベリー大主教 エキュメニズム担当秘書

ローマ・カトリック側委員

- The Rt Revd Cormac Murphy-O'Connor(共同議長) 英国  
アルンデル・アンド・ブライトン司教  
Sister Sara Butler 米国 イリノイ  
湖の聖マリア大組織神学助教授  
The Revd Peter Cross オーストラリア クレイトン  
カトリック神学院組織神学教授  
The Revd Dr Adelbert Denaux ベルギー ルーベン  
カトリック大神学部組織神学教授



## 聖公会—ローマ・カトリック教会 第2次国際委員会（ARCIC-II）共同議長の声明

われわれはここに、国際委員会の「ユーカリストと奉仕職に関する合意文書」の特定の問題点の明示と、これへの回答として、教皇庁キリスト教一致推進評議会議長キャシディ枢機卿から受け取った書簡を公表する。これらは国際委員会の成果とその受容という面で、極めて重要な意義をもつものであることを示している。したがって、その背景をいま一度考えてもらうように、2, 3の言葉を添える。

1981年9月、英国のウィンザーでの第1次国際委員会最終会合で、当委員会の第1期の作業は一つの結論を出すところまで来た。これを示すのが、1982年に発表された第1次委員会の諸合意文書と説明のすべてを含む『最終報告』である。この委員会のとった方法は最初から、1966年のカンタベリー大主教マイケル・ラムゼイとローマ教皇パウロ6世の共同声明によって定められたものであった。同声明は「真剣な対話」について語り、それが「福音書と古代の共通の諸伝統に基づき、キリストの祈られた真理における一致へと導くことを希望」している。この方法は国際委員会の理解では、「過去の論争でできあがった対立し孤立した姿勢の背後にあるものにさかのぼるように努力」し、そして「過去の論争で使われた用語を故意に避けたが、それはそれらの論争を引き起こした真の問題を回避しようという意図からではなく、そのような用語のもつ感情的な連想がしばしば真理をくらましてきたという理由から」であった（教会における権威 I・25）。教皇ヨハネ・パウロ2世は1980年、カステルガンドルフォで国際委員会の委員たちを謁見したとき、国際委員会の方法は「敵意と論争が生み育てた思考習慣と表現の背後にあるものにさかのぼり、その上に、もはや争いを誇りとししない時代の洞察から来る、伝統的でしかも表現力に富む言葉の衣を着せること」であったと述べた。

この方法に忠実に従い、共同の祈りのうちに、長い、忍耐強い、愛に欠けることのない対話が続けられ、これを通して国際委員会は、「ユーカリストの教理について、実質的な合意に達し」（ユーカリストの教

理 12)、また同様に、叙任による奉仕職について「教理上の相違があつてはならないと考えられる」領域での同意が得られた(奉仕職と聖職叙任17)と主張した。国際委員会にとって実質的合意とは、「神学上ならびに実践上の相違が、……信仰の基本的なことがらに関する真の共通理解と共存し得る」(ユーカリストの教理解明9)ことを意味している。

国際委員会は、権威についてのその合意が上記のものと同まったく同じレベルにあると主張したことは決してなかった。ここでの主張は、意義は深い、もっと限定されたものであり：「『教会における権威、ことに首位権の基礎的諸原則に関する』合意が大幅なもの」(『最終報告』の前書き)に達したというものであった。教皇の首位権と不可謬性にかかわる特殊な諸問題を慎重に検討した後、国際委員会は、それ以前の諸合意を考慮に入れて、「われわれの教会間の新しい関係を樹立することを求める」と思える「接近」(『最終報告』の結び)があつたとした。双方の教会は当委員会に対して、権威に関する重要不可欠の諸課題に引き続き取り組むように求めた。

最初から当委員会は、その合意が、「それぞれの教会が時間をかけて評価した上でなければ」(ユーカリストの教理共同議長による序文)、公式に承認され得ないことを認めていた。したがって、国際委員会の諸合意は、ある過程が終了したことを意味するものではない。対話はむしろ、問題を進んで提起するだけでなく、提起を受け入れる姿勢を含むのである。事実、公式評価のために諸合意を報告したことによって、和解を求める歩みはさらに決定的な段階に足を踏み入れることになった。その間に両教会の適切な権威筋が、それぞれの信仰と実践に照らして、当委員会の諸合意が適切かどうかを検討することが求められたのである。

聖公会側では、1988年のランベス会議がこの過程の決定的な一步を踏み出した。会議に先立って聖公会の中央協議会は、その諸管区のすべてに対して、ユーカリストと奉仕職と聖職叙任についての同意が「聖公会の信仰と実質的に合致する」かどうかを尋ねた。諸管区に尋ね、こうして中央協議会は、ランベス会議の主教たちが「判断を下し、同意を表明できるように」(ACC Newcastle 1981)、公式手続きを開始し

たのであった。諸管区の回答はランベス会議の準備のために公式に集計され、要約され、発表された。諸管区がこうした合意に「明瞭に賛成」したことを知った上で、ランベス会議は、「ユーカリストの教理、奉仕職と聖職叙任およびそれらの解明についての第1次国際委員会の合意声明を、実質的に聖公会の信仰と相容れるものとして」認めることとなった（決議8および説明のための注）。

カトリック教会は、広く意見を求め真剣に検討した後、1991年に『最終報告』への回答を作成した。回答は国際委員会の作業を、「カトリック教会と聖公会の間関係だけではなく、エキュメニズム運動全体にとっても、意義のある道標」として極めて積極的に受け止め、「この委員会が作業を始めるまでは想像もできなかったほどの接近、それどころか合意」に達したことを認めた。それと同時に、「実質的な合意」が主張されるユーカリストと奉仕職と聖職叙任についての作業に関して、「カトリックの観点からはさらに明示される必要がある」具体的な諸点を挙げたのである。

この要望に対する国際委員会の回答は、『ユーカリストと奉仕職に関する合意文書の特定の問題点の明示』に含まれている。こうした『明示』は、もちろん以前の同意を前提に読まなければならないし、さもないと取り扱われた問題との釣り合いが取れていないと思えるであろう。『明示』は、それを求めた（ローマ・カトリックの）権威筋の検討にゆだねられた。本文をここに再掲し、これにキャシディ枢機卿からわれわれ国際委員会共同議長に対して書簡で伝えられた評価を添えた。国際委員会の明示は、枢機卿が述べているように、「まさに問題に新しい光を投じ、第1次国際委員会がユーカリストと奉仕職について到達した合意が、こうして大いに強化され、現時点ではこれ以上の研究を必要としないと思われる」と判断されていることが明らかになるであろう。これらの明示と枢機卿の書簡は、ユーカリストについての国際委員会の合意の受容と奉仕職の理解の面で、極めて重要な要素となっている。しかしよく知られているように、ローマ・カトリック教会と聖公会の間には、女性の司祭職への叙任について見過ごすことのできない不一致が残っている。

われわれの希望は、この受容への前進の一步が両教会を助けて、国

際委員会が表明し、いま明示した事柄が、われわれそれぞれの信仰と実践についての合意をまさに表現していると認めるに至ることである。まだ討議しなければならないことがたくさん残ってはいるが、ユークリスの教理、奉仕職および叙任という重大な問題について到達した合意は、より完全な交わりを目指してわれわれが成長していく重要な段階を形作っている。われわれは、今や一層決定的なものとなったこの合意が、われわれ二教会が求めてやまない完全な目に見える一致への道に横たわる他の諸困難を克服する励ましとなることを希望し祈っている。

十マーク サンター  
十コルマック マーフィー—オコンナー  
(第2次国際委員会共同議長)

## 第1次国際委員会（ARCIC-I）の ユーカリストと奉仕職に関する合意文書の 特定の問題点の明示

この文書の中で、われわれは、国際委員会『最終報告』（1982）に対する1991年の聖座の回答で出された、ユーカリストと叙任による奉仕職にかかわるいくつかの疑念（CTS D0609）に答えようと思う。あの回答の中で言われていること―「これがさらに研究を深める刺激として役立つ」ものとなり得ることが、われわれに勇気を与えるのである。

委員会が出発点としたのは、ローマ・カトリック教会の二つの公式声明であった。その一つは第2バチカン公会議開会の際の教皇ヨハネ23世の訓話である。教皇はこう語っている：「信仰の遺産となっている古来の教えの実質と、それを表示する方法とは同じではない」<sup>1</sup>。いま一つは『エキュメニズム教令』の17節であって、東方と西方について語る中に次の言葉がある：「……啓示された秘義のある面が、ときには一方よりも他方によってより適切に理解され、より明らかに説明される……したがってこのようなときには、それらの種々の神学的表現形式は、しばしば互いに対立するよりもむしろ補足し合うと言うべきである」。この考えは『カトリック教会のカテキズム』（1992）でも是認された。教会は「文化、社会、人間がさまざまに異なるところでも根を下ろすが、そのとき、世界のそれぞれの場所で、外的には異なった表現と表情を身に着ける。それぞれの地域の教会に固有の外的規制、典礼の儀式、神学と霊性の遺産の豊かな多様性は、それぞれの間で調和を保ち、よりはっきりと、一致を崩さない教会の共同性を示している」。ユーカリストと奉仕職の検討を進めるうちに、われわ

---

注1. この引用は教皇ヨハネ23世のイタリア語テキストによる。翻訳された公式のラテン語テキストではこうなっている。「というのは、信仰の遺産、あるいはわれわれの尊い教理に含まれている諸真理と、それらが表現される方法とは同じではない。しかし、同じ意義、また同じ意味で表現されているのである。」

これは表現と実践の多様性の奥に深い調和が潜んでいるのを見いだした。この調和は、真理のある要素が一つの伝統の中で他よりも強調されるときに崩れるものではない。ほかの伝統の中でも、だからといって、その要素が否定されるのではない。後で明らかにするように、まさにこれがユーカリストの崇敬の場合である。

## ユーカリスト

『最終報告』に対する聖座の回答は、ユーカリストの教理についての声明の主旨は承認しながら、次の諸点の説明を求めている：

- a) ユーカリストの記念と、これが秘跡的に臨在させる一度きりのカルヴァリの犠牲との本質的なつながり。
- b) 「ユーカリストの犠牲にはあがないとなるという本性があり、死者にも有効であること」。その回答は「カトリックにとっては、教会全体という場合、死者も含まれていなければならない」ことを強調する。聖公会がこれと見解をともにするという保証が欲しいように思われる。
- c) 「パンとぶどう酒の形色のもとに、これらの地上的なりアリティが、キリストのからだと血、靈魂と神性のなりアリティに変化するとき」、キリストが sacramental に、また実質的に確かに臨在しているということ。
- d) 保存されている sacrament のうちのキリストの崇拜。

聖座の回答は、当委員会の人々が「明らかに歴史の中での犠牲の繰り返しではないとした上で、ユーカリストは sacrament の意味での犠牲であること」をともに認めることができたので、カトリック教会は喜んでいと述べている。当委員会の考えでは、キリストの歴史の中でただ一度だけの犠牲に効果的に近づくことができるように、これを臨在させるということは、必ずしもその繰り返しを伴うということではない。このことに照らして当委員会は、ユーカリストは真に犠牲である、しかし sacrament の様態においてであると信じることは、

われわれ両教会のユーカリストの信仰の一部であると断言する。「ユーカリストの教理」の「解明」5で表明したように、「ただ一度行われ永久に有効な救いのできごとが聖霊の働きによって現在効果をもたらすという、 sacramentの現実に対する伝統的理解が、アナムネシスという言葉でよく表現されていると本委員会は考えている。本委員会はアナムネシスという語をこのような意味で用いている。この意味は、この用語のセム族的背景を十分に生かしていると思われる。さらに、この言葉によって、われわれは sacramentが現実的なものであるという強い確信を表し、 sacramentを単なる象徴とみなす考え方を斥けることができるのである」。

われわれがカルヴァリでのキリストの死を犠牲として語るとき、キリストの自己奉獻の本質を説明する助けとなる用語、あの自己奉獻の意義のすべてを言い尽くしてはいない一つの用語を用いているのである。しかしながらこの用語は、キリストの死の持つ独自のあがないとしての性格と固く結ばれ、キリスト教の伝統にとっての規範を表すものとなった。このあがないの犠牲という考え方は、聖公会の諸教会の古典的なユーカリストの典礼でははっきりと強調されており（たとえば、英国聖公会祈祷書,1662）、そこでは Sursum Cordaの直前の言葉に、つねに Iヨハネ 2:1,2 「たとえ罪を犯しても、御父のもとに弁護者、正しい方、イエス・キリストがおられます。この方こそ、私たちの罪を償ういけにえ（新共同訳による。英文は the propitiation for our sins - 私たちの罪のあがない）です」が含まれている。そして聖別の言葉が始まる：

「私たちの天の父、全能の神よ、あなたは、ご自分の優しい憐れみから、私たちをあがなうために、十字架の上で亡くなられたひとり子イエス・キリストを与えられました。キリストはそこで（ただ一度お捧げになったご自身であるただ一つのご自分の供え物によって）全世界の罪のために、欠けるところのない完全で十分な犠牲、供え物、また償いとなさいました；そして、ご自分が再び来られるまで続く、ご自分の貴重な死の記念をはっきりとお定めになり、ご自分の聖なる福音の中で、私たちが続けて行くようお命じになりました……。」

同じように、ユーカリストのあがないの面は『最終報告』でも明確であって、ユーカリストを通し「十字架上のキリストの償いの働きは告知され、効果をもたらすもの」となり、教会は「教会全体のために、彼の受難の恩典を懇願」し続けるのである。これは、まさに聖公会典礼の中のユーカリストの行いの核心部分において、古典においても現代の典礼においても肯定されていることである（たとえば、英国聖公会祈祷書, 1662）：

「おお、主、天の父よ、主の深い憐れみによって、しもべらのこの感謝賛美のいけにえをお受け下さるよう伏してお願いいたします。どうかみ子イエス・キリストのいさおと死により、またその御血を信じることを通して、わたしたちおよびあなたの全公会のすべてに罪の赦しを与え、そして、み子の苦しみにによりもろもろのめぐみを与えてください。」<sup>2</sup>。

「あなたの全公会のすべて」は、その前にあるニケア信条の対応する箇条、「私は唯一の、聖、公、また使徒の教会を信じ……死者の復活と来たるべき世のいのちを信じます」に照らして理解しなければならない。この理由で、世を去った信者の記念は、過去と現在の聖公会のユーカリストの中で、取り成しの一部であり続けたのである（英国教会の *Alternative Service Book*, 1980, 328頁以下、834頁以下、936頁以下にある、葬送式と世を去った信者の記念でのユーカリストのた

---

注2. ユーカリストと結びついたあがないという言葉の使用例は、17世紀のジェレミー・テラーの著作に認められる。「この犠牲の執行は、それが最初に意図されたあらゆる目的に等しく適った固有の犠牲とさせる手段であるということがそれに続いて生ずる。それは聖職によって行われるので、有効なものとなるあがないの手段である。すなわちそれはユーカリスト的であり、したがって畏敬と賛美の行為であり、かつまた今行われる有効なものとなる犠牲の恩恵のすべてを求め、かつわれわれと全教会のために受けることになるのである。すなわち、この礼拝はキリストの犠牲の記念であり聖職によって執行されるので、神を讃え、赦しや祝福また必要なすべてが与えられることを祈願するよう定められているのである。」(Discourse X I X, 4)

めの典礼面の取り扱いも参照)。

聖座の回答は、キリストの臨在についてのわれわれの合意を喜んで認めている：「ユーカリストの祈りを唱える前には、『これは何か』という質問に対し、信仰者は『これはパンである』と答える。ユーカリストの祈りが唱えられたあとでは、同じ質問に対し信仰者は『これは真実にキリストの体、生命のパンであると答えるのである』。(ユーカリストの教理解明6)。回答はまた「ユーカリストが『(ご自分の)教会に対する主ご自身の真実の賜物』(ユーカリストの教理8)であり、またパンとぶどう酒がキリストのからだと血に『なる』(ユーカリストの教理解明6)という断言は、確かにカトリック信仰の線に則して解釈できる」ことを認めている。回答が求めているのはただ、臨在の仕方について何のあいまいさも残らないように、何らかの明示をするということであった。回答は、パンとぶどう酒という地上的な現実が「キリストのからだと血、霊魂と神性という現実」に変わることを問題としている。委員会は準備の段階で、カトリック教会のカテキズム(1992)(No.1376)でも繰り返しているトリエント公会議の定義(DS 1642,1652)を慎重に検討した。トリエントの公会議は、キリストの霊魂と神性が、そのからだと血とともにユーカリストの中に臨在していると述べてはいるが、地上のパンとぶどう酒の現実がキリストの霊魂と神性に交換することについては語ってはいない(DS 1651)。霊魂の臨在は自然に伴うことであり、神性は位格的結合の力による。回答は、キリストの「実体的な」臨在について語り、これを素材(パンとぶどう酒)の中での実体的な変化の結果としている。委員会は、実体変化についての脚注によって、「神がユーカリストの中で働き、素材の内的現実に変化を起こし」……また、神秘的な、根本的な変化が起こるといふ信仰を、何ら無視していないことを明らかにしたのである。パウロ6世は『ミステリウム フィデイ』(AAS 57,1965)の中で、実体変化が表そうとしていることを保ち、反映しているかぎり、新しい言葉が用いられたとしてもこの変化を表現する目新しい道が認められることを否定しなかった。これがわれわれの取り上げ方法であった。『最終報告』はいろいろな箇所、パンとぶどう酒の中に生きているキリストが真に、また現実的に臨在していると信じていることを示唆してい

る。実体変化という言葉は脚注の中にしか現れないが、『最終報告』は、トリエント公会議が、その討議から明らかである通り、明らかにこの用語を用いて意図していたことを、表現しようと望んだ。

祝福されたサクラメント（聖体）の保存は、病人、臨終の人、不在の人の拝領（陪餐）のために、われわれの両教会で行われている。回答が表明していることで、聖公会とローマ・カトリック教会の間にはキリストのサクラメント的臨在の礼拝に関する真の合意が見られないのではないかという危惧は、慎重に分析する必要がある。東方と西方の教会の場合にも見られるように、慣習の相違は必ずしも教理の相違を意味しない。問題はサクラメントの保存にあるのではなく、これと結ばれた信心、12世紀以降西方教会でユーカリストの典礼の枠外で発達した信心にある。今日までこうした信心は東方教会では行われてはいない。まさに同様に、教会の最初の千年間にも行われていなかったのである。しかしながら、キリストの臨在に関する信仰は東方も西方も同じであったし、今も同じままである。明らかなことだが、信仰と慣習との区別が特にここに当てはまる。われわれは、ある聖公会の人々が、サクラメントの真の目的をあいまいにしないかと心配し、こうした信心の慣習に問題を感じているという事実を認める。しかし、「われわれがユーカリストの中で礼拝するキリストは、父なる神に栄光を帰したもうキリストなのである」（ユーカリストの教理解明8）という力強い断言は、あの文書の著者たちの頭には、キリストの臨在を否定する気持ちなどあるはずはないこと、しかもキリストのサクラメント的臨在の礼拝と結びついた信心の慣習に賛成をためらう人々にすらないことを、明らかに示している。サクラメントの保存のための配慮は、司牧の状況にしたがって聖公会の内部でも見られる。たとえば、英国聖公会では、教区主教の権限で規制されている。

1662年の『英国聖公会祈祷書』は、聖別されたパンとぶどう酒は恭しく扱わなければならないとする、聖公会の歴史が示す教えを權威をもって表現している。陪餐（拝領）の後、儀式規定は、司式者が「主の食卓に戻り、恭しく、聖別されたパンとぶどう酒の残りをその上に置

き、汚れのない麻布で覆う」と指示している。注記はさらに「司祭は・・・祝福の直後、恭しく、これを食べ、また飲み干す」と述べている。こうした畏敬の念は聖公会の態度として定着しており、聖なる陪餐（聖体拝領）制定の感謝の日（聖木曜日）の特祷も次のように祈っている：

「永遠にいます全能の父よ、この尊い聖奠のうちに、み子イエス・キリストの受難の記念を残されたことを、感謝します。どうかキリストの体と血の聖なる奥義を畏れ敬い、あがないの実を自らのうちに悟り、生活の中に現すことができますように。父と聖霊とともに一体であって世々に生きて支配しておられるみ子イエス・キリストによってお願いいたします。」<sup>3</sup>

## 奉仕職と聖職叙任

聖座の回答は、奉仕職と聖職叙任に関して「意義深い合意」が得られたことを認めている。これに励まされて、われわれはそこで求められた説明をしようと思う。

叙任による奉仕職について、回答は、国際委員会に対して、次の断言をより明確に説明するよう求めている。

- a) 有効に叙任された司祭だけが、「キリストの名代として」振る舞い、ユーカリストの中で、「キリストのあがないの犠牲をサクラメント的に」ささげる奉仕者となり得る。
- b) 新しい契約の祭司職を付与する聖職位のサクラメントの制定は、キリストに由来する。それぞれの聖職位は「単に教会が制定したもの」ではない。
- c) 「司祭叙任の刻印[character]は、キリストの祭司職にかたどられてい

---

注3. Alternative Service Book, 1980, 929頁参照。

訳文は日本の現行祈祷書（1990年）聖木曜日特祷（214頁）より

ることを意味する。』

d) 司教（主教）職の継承と使徒の教えが中断することなく続いていることは、お互いに原因結果の関係にあるような使徒継承。

国際委員会の合意にとって、決定的に重要なのは、叙任による奉仕職が教会の本質的要素であり、司教（主教）によって叙任された司祭だけがユーカリストを司式するということである（奉仕職と聖職叙任解明 2）。『最終報告』は一度ならず、ユーカリストの執行が、（上記のように）ただ一度だけ行われた十字架上のキリストの御父への自己奉獻の、 sacramental な記念であると述べている。ユーカリスト的記念の執行において、キリストの自己奉獻が現前される。キリストの名において祭儀を司式するのは、叙任による奉仕者であり、これを囲んで集う共同体はこの自己奉獻の交わりに入る。制定の次第を語ることにより、また賜物と、これを通して信者が変化されるために聖霊を遣わされるよう、御父に祈ることにより、また聖なるものとされたこれらの賜物を集まった人々に配ることによって、司式する奉仕者は、キリストご自身が最後の晩餐でなさったことと、特別の sacramental による関係に立ち、十字架上の主のあがないの犠牲を指し示すのである。集まった人々とともに、しかし特に自分に与えられた教会での役割を遂行することによって、司式する者はキリストの sacramental としての自己奉獻に奉仕する。

回答が詳述し完全なものとするを求めているのは、まさに今、われわれが確認して明示した、キリストご自身が聖職叙任の sacramental を制定したという『最終報告』のその部分についてである。聖職叙任による奉仕者たちに関して『最終報告』はこう述べている；「彼らの召命がキリストからのものであるだけでなく、このような奉仕職を遂行する資格も」（奉仕職と聖職叙任 14）、教会の中で、教会を通じて受けた「聖霊の賜物である」（同前）。このようにしてかれらは、使徒たちがキリストから直接委託されたことを遂行する。復活ののち、聖霊は使徒たちのグループに、かれらが委託されたことを遂行するために必要なものを与えた。かれらは順次主に導かれて、協力者と後継

者を選んだ。この人々は按手を通して、教会の奉仕職のための同じ賜物を賦与されるのである。

こうしてサクラメントとしての奉仕職は、神が進んで意図した何ものであるのかであり、イエス・キリストの意志と制定に由来する。このことは、必ずしもキリストが地上の生涯のある時期に直接、間接に何かをされたということの意味しない。キリストが語り、行われたとして記録されていることと、その内に秘められた意図、復活された後、主の言葉のうちに、あるいは初期の共同体を導いた聖霊を通して見える形をとるまでは内に秘められていた意図との間に、区別を設ける必要がある。

「私は、あなたがたといたときに、これらのことを話した。しかし、弁護者、すなわち、父が私の名によってお遣わしになる聖霊が、あなたがたにすべてのことを教え、私が話したことをことごとく思い出させてくださる」(ヨハネ 14:25,26)。

『最終報告』には、聖公会の公式文書(例えば英国教会の教会法, c.1.2)のうちに見いだされるサクラメントによる「刻印」[character]という概念を排除する意図はない。委員会は、時として誤って解釈された用語を用いることなしに、その理念を保持するほうが、より建設的であると信じたのである。『最終報告』は、霊の印と、奉仕者たちの賜物と神からの召命が取り消し得ないものであることを強調している。これが、アウグスチヌスが語り、トリエントの公会議が取り上げ(DS 1767,1774)、『カトリック教会のカテキズム』(1992)(1582)が教える「刻印」の意味である。こうして『最終報告』は言う：

「このサクラメントの行為において、神の賜物は奉仕職にある者に授与されるが、そこには彼らの働きと聖化のための神のめぐみの約束が伴っている。キリストの奉仕職は彼ら自身の奉仕職のための原型として提示され、また聖霊は自ら選び聖別した人びとに刻印をしるのである。キリストが教会をご自身と不可分に結び合わせ、また神がすべての信仰者を生涯にわたる弟子として召しておられるのと全く同様に、奉仕職にある者に対する神の賜物と召命は取り消すことのできな

いものである。この理由で、われわれ両教会いずれにおいても、聖職叙任は反復して行うことができないのである」(奉仕職と聖職叙任 15)。

聖公会とローマ・カトリックは、使徒伝承における諸教会の交わりが、今日存在するすべての教会だけではなく、最初の使徒的共同体にさかのぼるすべての過去の教会も含むということに同意する。この交わりは使徒の信仰と使命から生まれたものであるが、これよりもはるかに多くのものを含んでいる。教会のサクラメントとしての性格は、サクラメントによる連続性、とくにユーカリストのうちに表わされ、司教(主教)との交わりのうちに具体化する連続性を求めている：

「時空の拡がりのなかで、使命と信仰と聖性において一つの交わりにあることは監督(司教・主教)によってこのように象徴され、保持されている」(奉仕職と聖職叙任 16)。

司教(主教)の奉仕職の第一の機能は、信仰と教えと使命において、使徒の教会との地方教会の連続性を守ることである。こうして、各々の司教(主教)聖職叙任は、現代の司教(主教)たちを使徒の奉仕職に繋いでいく継承の線の一部なのである。われわれは、まさにこれが『教会憲章』が表現しようとして望んだところであると信じる：

「伝承の証言によれば、初めの時から教会の中で実行されてきたこれら種々の役務(奉仕職)の中で第一位を占めるのは、起源からの継承によって続いている使徒の種からのぶどうづるを持つ司教(主教)職に立てられた人々の任務である。このように聖イレネウスが証言しているとおり、使徒たちから司教(主教)に任命された人々、およびわれわれの時代に至るまでのかれらの後継者を通して、使徒的伝承が全世界に表され、守られている」(『教会憲章』 20) <sup>4</sup>。

委員会は、その関心は叙任による奉仕職の起源と本質であって、誰が叙任され得るか、され得ないかという問題ではなかったと言明した(奉仕職と聖職叙任 解明 5)。しかし、回答は、女性の叙任が、『最終報告』が到達したと考えている奉仕職と聖職叙任についての実質的合

---

注 4. ラテン語原文

意を蝕んでいるとする。われわれは奉仕職そのものの問題よりもはるかに大きい課題に直面しているのである。それは、伝承とのかかわりで、教会論と権威に重大な問題を提起している。それは第2次国際委員会が検討を委託された課題の一部でもあるのである。

[1993年9月]

Prot.N.1278/94/e

## 第2次国際委員会共同議長

バーミンガムの主教

マーク サンター 主教様

アランデル・アンド・とブライトンの司教

コロマック マーフィー・オコンナー 司教様

昨年9月4日、あなたがたは、そのころベニスで開かれた第2次国際委員会の会議で検討され、承認された、『ユーカリストと奉仕職に関する特定の問題点の明示』を含む文書を私に送っていただきました。

この文書は聖座の関係省庁の検討に付され、これを終えました。いま私は、この明示が、第1次国際委員会の『最終報告』にある、再検討を求められていたユーカリストと奉仕職に関する諸問題に、まさに新しい光を投じたと、はっきり申し上げることができます。

それゆえ、教皇庁キリスト教一致推進評議会は、第2次国際委員会の委員の方々および第1次国際委員会の委員の中でこの明示を準備して下さった方々に深く感謝しております。第1次国際委員会がユーカリストと奉仕職について到達した合意は、こうして大いに強化され、現時点ではこれ以上の研究は必要としないと思われま

す。これに関連して、ただ一つの点についてご注意を促すべきかと存じます。それは尊いサクラメントの保存に関する問題で、特に『明示』の6頁にある正教会（および東方典礼のカトリック教会）の慣行と聖公会のそれとを比較しているところです。正教会と東方典礼のカトリックは、尊いサクラメントの保存について、極めてはっきりとした同一形式の慣行を持っています。保存されているサクラメントに関連する

信心については相違があるのですが、保存されている sacrament の礼拝は、正教会とギリシャのカトリックのいずれにとっても、当然のこととされています。あの『明示』は、このことが聖公会では、例外なしに同じ形をとっていると言うことができるということを、はっきりさせているようには思えません。実際『明示』は、「sacrament の保存のための措置は、聖公会の内部で、司牧上の状況に応じる形で見いだされる」、また、「たとえば、英国聖公会では、教区主教の権限で規制されている」と述べています。『最終報告』に対する聖座の回答が関心を示したのは、保存されている sacrament でのキリストの臨在と結びつく信心の問題についてではなく、保存そのものおよび保存された sacrament に対する姿勢についてのさまざまな聖公会の慣行が何を意味するかについてでした。

第1次国際委員会は、取り扱ったテーマについて、現在までに特記すべき合意に到達しました。この合意の意義と重要性は、ひとえに第2次国際委員会の作業が進むことによって、完全に明らかになるでしょう。このことは、特に教会における権威を取り扱っている第1次国際委員会の『最終報告』の第三部に関連した未解決の問題の検討について言えるのではないのでしょうか。ですから第2次国際委員会は、できるだけ早くこの問題に取り組むべきではないかと思えます。

高い評価と、わたし個人の心をこめたあいさつのしるしとして、  
主にあって心からあなたがたのものである

(一 署名 一)

エドワード・イドリス・キャンディ 枢機卿  
議長

聖公会ーローマ・カトリック教会 日本委員会  
「ユーカリストと奉仕職に関する合意文書」の  
特定の問題点の明示

---

1997年11月1日 発行

翻訳・編集

聖公会ーローマ・カトリック教会 日本委員会  
発行者

日本聖公会  
エキュメニズム委員会  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65-3  
日本聖公会管区事務所内  
電話 (03) 5228-3171

日本カトリック  
エキュメニズム委員会  
〒135-8585  
東京都江東区潮見2-10-10  
日本カトリック会館内  
電話 (03) 5632-4411

---

印刷 正明堂 會津印刷所

